# 川崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

# 1 目的

このガイドラインは、川崎市職員 (以下「職員」という。) が市政や川崎の魅力に関する情報発信にソーシャルメディアを利用するにあたり、その有効性とリスクを自覚し適切な利用を図るため、共通的な考え方や留意点を明らかにすることを目的とする。

## 2 ソーシャルメディアの定義

インターネット上で提供される民間Webサービスの一種で、サービス利用者間で双方向のコミュニケーションを可能とするものを言う。

#### 3 適用範囲

このガイドラインは、ソーシャルメディアを利用して情報を発信しようとする全ての職員に適用する。

# 4 情報発信の主体

ソーシャルメディアを利用した情報発信は、利用者の情報取得の利便性を考慮し、広報部 門により一括的に情報発信するのではなく、事業の所管単位で行うものとする。

- 5 ソーシャルメディアの利用にあたって遵守すべき事項 ソーシャルメディアの利用にあたって次に掲げられた事項を遵守しなければならない。
- (1) ソーシャルメディアの利用は、市政や川崎の魅力に関する情報発信に限ることとし、内部研修等、市政や川崎の魅力発信と異なる使途を目的とした利用は行わない。また、ソーシャルメディア利用の際は、総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当に事前に相談するとともに、自己又は他人のプライバシーに関する情報を意に反して公開してしまわないよう、利用するソーシャルメディアの規約、仕組み、設定等を事前に十分に確認する。利用開始・利用廃止については、総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当に報告する。
- (2) ソーシャルメディアのアカウント情報の設定は、必ず「川崎市○○○」とする。
- (3) アカウント情報は組織名とし、個人名や役職名は不可とする。また、登録メールアドレスについても必ず組織メールアドレスを使用する。
- (4) 利用するソーシャルメディアごとに「アカウント運用ポリシー」を策定し、市ホームページで公表する。
- (5) 利用するソーシャルメディアごとに、「アカウント運用ポリシー」とは別に、外部公表はしないが運用の詳細を規定する「アカウント運用ルール」を策定する。

- (6) ソーシャルメディアの提供機関が認証アカウント(運営側によりアカウントの保持者が本人であることを確認済みのアカウント)を発行している場合は、必要に応じ認証アカウントを取得する。
- (7) ソーシャルメディアのプロフィール欄に、情報発信を行う組織が作成する市ホームページのURL及び問い合わせ先と「アカウント運用ポリシー」を掲載する。
- (8) ソーシャルメディアの I D・パスワードは、容易に類推される文字としない、定期的 に変更するなど、情報発信の主体である組織ごとに厳格に管理する。
- (9) 一定期間更新がなされないソーシャルメディアのアカウントは、その利用の廃止を検 討する。
- (10) ソーシャルメディアのアカウント取得、情報発信等に利用する機器については、利用 開始前に総務企画局デジタル化施策推進室の確認を受けるものとし、原則として市が 整備し、インターネットへの接続が認められ、ウイルス対策、ソフトウェアの最新版へ の更新、セキュリティ対策の施された機器を利用する。
- (11) 情報を発信する際には、次の条件を満たすこと。
  - ア 職員であるとの自覚と責任を持ち発信する内容であること。
  - イ 所属長が発信を認めた内容であること。
  - ウ 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規 程等を遵守した内容であること。
  - エ 肖像権を侵害するおそれのないこと。
  - オ 名誉を傷つけるような表現を含まないこと。
  - カ 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる表現でないこと。
  - キ 違法行為又は違法行為をあおる内容、その他公序良俗に反する内容でないこと。
  - ク 噂や、噂を助長させる情報でないこと。
  - ケ コンテンツに個人情報が含まれる場合は川崎市のプライバシーポリシーに即して 取り扱うこと。
  - コ リンクを設定する際は、リンク先の情報内容が、法令や公序良俗に反した内容でないことを確認すること。
  - サ 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意したものであること。また、発信した情報を削除しても、インターネット上から消えるものではないことを認識したうえで発信すること。
  - シ 自らが発信した情報により、意図せず他者を傷つけたり誤解を生じさせたりした 場合には、誠実に対応すること。
  - ス 発言、画像等に位置情報を自動的に付与する機能を有するサービスが多数あるため、当該サービスを利用する場合には、当該位置情報を他人に知られることの影響について留意するとともに、必要に応じて当該機能の停止等の対応を行うこと。
  - セ ソーシャルメディア上のアプリケーションの中には自動的に発信を行う機能を有

するものがあることに鑑み、その利用の際にはその動作等に注意すること。 ソ ソーシャルボタン (「いいね」ボタン等) については、これを押下することにより 意図せぬ発信を行ってしまう場合があることに鑑み、その挙動等に注意すること。

附則

このガイドラインは、平成24年6月13日から施行する。 附 則

このガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。 附 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。 附 則

このガイドラインは、令和2年12月28日から施行する。 附 則

このガイドラインは、令和6年6月21日から施行する。